

7 盛水淨号外
令和8年2月19日

見積参加希望業者 各位
(盛岡市内に本社を有する「賃貸借」
- 「事務機器・OA機器」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 長澤秀則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 長期継続契約 大判プリンター賃貸借契約 8-12
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市上下水道局浄水課内（新庄浄水場2階）盛岡市加賀野宇桜山86
- (4) 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

2 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局浄水課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和8年3月3日（火） 9時00分から14時00分まで
- (2) 盛岡市上下水道局新庄浄水場2階浄水課執務室
執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

- (1) 見積回数
1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
- (2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし 賃貸借期間に係る年額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る年額 とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和8年2月25日（水）正午までに盛岡市上下水道局浄水課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) 見積の辞退

心得第11第2項の規定により、文書で辞退届を提出すること。

(6) 本件は、令和8年度予算につき今回は見積徴取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(7) この見積に関する問い合わせ先

一般的な事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年2月27日（金）正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局浄水課まで提出すること。回答は、盛岡市上下水道局ホームページで令和8年3月2日（月）までに回答する。

電子メールアドレス jousui@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局浄水課 Tel 019-651-8949、Fax 019-651-8966